

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び圧縮材の座屈の許容応力度、集成材の許容応力度並びに鋼材等の支圧、圧縮材の座屈及び曲げ材の座屈の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び圧縮材の座屈の材料強度、集成材の材料強度並びに鋼材等の支圧及び圧縮材の座屈の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一 木材のめりこみ及び圧縮材の座屈の許容応力度は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>イ めりこみの許容応力度は、めりこみ試験の結果に基づき定める場合のほか、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十八パーセントに相当する数値）とする。</p> <p>(1) 十度以下の場合 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十九条第一項の表に掲げる圧縮の許容応力度の数値</p> <p>(2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び圧縮材の座屈の許容応力度、集成材の許容応力度並びに鋼材等の支圧、圧縮材の座屈及び曲げ材の座屈の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び圧縮材の座屈の材料強度、集成材の材料強度並びに鋼材等の支圧及び圧縮材の座屈の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一 木材のめりこみ及び圧縮材の座屈の許容応力度は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>イ めりこみの許容応力度は、めりこみ試験の結果に基づき定める場合のほか、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十八パーセントに相当する数値）とする。</p> <p>(1) 十度以下の場合 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十九条第一項の表に掲げる圧縮の許容応力度の数値</p> <p>(2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値</p>

(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値。ただし、第八十二條第一号から第三号までの規定によつて積雪時の構造計算をするに当つたつては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・八を乗じて得た数値としなければならない。

長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
$\frac{1.1F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$
この表において、 $F_{cv}$ は第三に定める木材の種類及び品質に応じためりこみに対する基準強度を乗ずるものとする。	

□ 短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値とする。ただし、第八十二條第一号から第三号までの規定によつて積雪時の構造計算をするに当つた

(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

木材の種類		長期応力に対するめりこみの許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	短期応力に対するめりこみの許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
針葉樹	あかまつ、くるまつ及びびいまつ	三〇	長期応力に対するめりこみの許容応力度の数値の二倍とする。
	からまつ、ひば、ひのき及びびいひ	二五	
	つが、くいつが、もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、すぎ、べいすぎ及びスグルス	二〇	
広葉樹	かし	四〇	
	くり、なら、ぶな及びけやき	三五	

□ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値とする。

ては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値と、それぞれしなければならない。

λ ≤ 30 の場合	$f_k = F_c / 1.5$
30 < λ ≤ 100 の場合	$f_k = F_c(1.3 - 0.01λ) / 1.5$
λ > 100 の場合	$f_k = \frac{0.3F_c}{1.5 \left( \frac{\lambda}{100} \right)^2}$
この表において、 $f_k$ 及び $F_c$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
有効細長比	
$f_k$	短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
$F_c$	令第九十五条第一項の表に掲げる圧縮の材料強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

ハ 短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度は、ロの表のそれぞれの式によって計算した数値に一・一を乗じ、更に二で除した数値とする。

ニ 集成材の許容応力度は、次に掲げるとおりとする。

イ 繊維方向の許容応力度は、令第八十九条に準じた数値とする。

λ ≤ 30 の場合	$f_k = f_c$
30 < λ ≤ 100 の場合	$f_k = f_c(1.3 - 0.01λ)$
λ > 100 の場合	$f_k = \frac{0.3f_c}{\left( \frac{\lambda}{100} \right)^2}$
この表において、 $f_k$ 及び $f_c$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
有効細長比	
$f_k$	圧縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
$f_c$	令第八十九条第一項の表に掲げる圧縮の許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）

ニ 集成材の許容応力度は、次に掲げるとおりとする。

イ 繊維方向の許容応力度は、強度試験に基づき定める場合のほか、圧縮、引張り及び曲げの許容応力度については構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十号。以下「構造用集成材規格」という。）に規定する対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材及び同一等級構

成集成材（構造用集成材規格第三条に規定する集成材規格に適合するものに限る。）並びに集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号。以下「集成材規格」という。）に規定する化粧はり構造用集成柱（集成材規格第五条に規定する化粧はり構造用集成柱の規格に適合するものに限る。）の区分に応じ次の表一から表四までに、せん断の許容応力度については表五に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）とする。

表一 対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの許容応力度

強度等級	長期応力に対する許容応力度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)		短期応力に対する許容応 力度(単位 一平方セン チメートルにつきキログ ラム)	
	圧縮	引張り	圧縮	引張り
E一七〇 F四九五	一一五	一一〇	一六五	
E一五〇 F四三五	一一〇	九五	一四五	
E一三五 F三七五	一〇〇	八五	一三五	

それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位センチメートル)が対応する構造用集成材規格の別記3(6)ウ表3の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。

E二二〇	F三三〇	八五	七五	一一〇	長期応力に対する圧縮、引張り又は曲げの許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
E一〇五	F三〇〇	七五	六五	一〇〇	
E九五	F二七〇	七〇	六〇	九〇	
E八五	F二五五	六五	五五	八五	
E七五	F二四〇	六〇	五〇	八〇	
E六五	F二三五	五五	四五	七五	
この表において、強度等級は、構造用集成材の別記3(6)ウ表1の強度等級を表すものとする。以下表二及び表三において同様とする。					

表二 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの許容応力度

強度等級	長期応力に対する許容応力度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)				短期応力に対する許容 応力度(単位 一平方 センチメートルにつき キログラム)		
	圧縮	引張り	曲げ		圧縮	引張り	曲げ
			正の 曲げ	負の 曲げ			
E一六〇	F四八〇	一一〇	一〇五	一六〇	一一五		
E一四〇	F四二〇	一〇五	九〇	一四〇	九五		

表三 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの許容応力度

数 積 層 の 板 の ひ き	強度等級	長期応力に対する許容応力度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)		短期応力に対する許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)		
		圧縮	引張り	圧縮	引張り 曲げ	
	強度等級	長期応力に対する許容応力度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	引張り	曲げ (それぞれの数値に、 集成材の厚さ方向の辺長(単位センチメートル)が対応する構造用集成材規格の別記3(6)より表4の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値)	五五	五五
					七〇	七五
					八〇	八五
					九〇	七〇
					七五	七五
					八〇	八〇
					九五	八五
五五	五五					
六〇	六〇					
七〇	七〇					
七五	七五					
八〇	八〇					
八五	八五					
九〇	九〇					
九五	九五					
一〇〇	一〇〇					
一一〇	一一〇					
一二五	一二五					

この表において、正の曲げは、引張り側最外用ひき板が接着されている側(以下「引張り側」という。)において引張りの応力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の応力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

長期応力に対する圧縮、引張り又は曲げの許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。

以上	E一九〇 F六一五	一六五	一四五	二〇五
	E一七〇 F五四〇	一五〇	一三〇	一八〇
	E一五〇 F四六五	一三〇	一一五	一五五
	E一三五 F四〇五	一一〇	九五	一三五
三枚	E一二〇 F三七五	一〇〇	八五	一二五
	E一〇五 F三四五	九五	八〇	一二五
	E九五 F三一五	八五	七五	一〇五
	E八五 F三〇〇	八〇	七〇	一〇〇
	E七五 F二七〇	七五	六五	九〇
	E六五 F二五五	七〇	六〇	八五
	E一九〇 F五五五	一五〇	一四五	一八五
	E一七〇 F四九五	一三五	一三〇	一六五
	E一五〇 F四三五	一二〇	一一五	一四五
四枚	E一三五 F三七五	一〇〇	九五	一二五
	E一二〇 F三三〇	九〇	八五	一一〇
	E一〇五 F三〇〇	八五	八〇	一〇〇
	E九五 F二八五	八〇	七五	九五
	E八五 F二七〇	七五	七〇	九〇
	E七五 F二五五	六五	六五	八五
	E六五 F二四〇	六〇	六〇	八〇
	E一九〇 F五二〇	一五〇	一四五	一七〇
	E一七〇 F四五〇	一三五	一三〇	一五〇
	E一五〇 F三九〇	一二〇	一一五	一三〇
E一三五 F三四五	一〇〇	九五	一二五	

長期応力に対する  
圧縮、引張り又は  
曲げの許容応力度  
のそれぞれの数値  
の二倍とする。

二枚	E二二〇 F三〇〇	九〇	八五	一〇〇
	E一〇五 F二八五	八五	八〇	九五
	E九五 F二七〇	八〇	七五	九〇
	E八五 F二五五	七五	七〇	八五
	E七五 F二四〇	六五	六五	八〇
	E六五 F二三五	六〇	六〇	七五

表四 化粧はり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの許容応力度

樹 種	長期応力に対する許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)			短期応力に対する許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)		
	圧縮	引張り	曲げ	圧縮	引張り	曲げ
アトトン又はこれと同等の品質を有するもの	一二五	一一〇	一五五	長期応力に対する圧縮、引張り又は曲げの許容応力度のそれぞれの数値の二倍と		
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、ダフリカからまつ、サザンパイン及びべいまつ又はこれらと同等の品質を有するもの	一一〇	九五	一三五			
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、及びべいひ又はこれらと同等の品質を有するもの	一〇〇	九〇	一三五			
つが、たも、しおじ、にれ、アラスカイエローシダー、ラジア	九五	八〇	一三五			



表五 集成材のせん断の許容応力度

せん断の応力の生じる部分のひき板の樹種	長期応力に対するせん断の許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）	短期応力に対するせん断の許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
いたやかえで、かば、みずなら、けやき及びアトピン又はこれらと同等の品質を有するもの	一六	
たも、しおり及びひじれ又はこれらと同等の品質を有するもの	一四	
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くるまつ、ぐいひ、ダフリカからまつ、サザン	一一	

タイン及びぐいつが又はこれらと同等の品質を有するもの				する。
ちみ、とじまつ、えぞまつ、ぐいちみ、スプルース、ロッシポール、タイン、ぐにまつ、ポンテローサ、タイン、もつしゅうあかまつ、及びウロン又はこれらと同等の品質を有するもの	八五	七五	一〇五	
ちみ及びぐいちみ又はこれらと同等の品質を有するもの	八〇	七〇	一〇〇	

ロ めりこみの許容応力度は、前号イの規定に準ずる計算をした数値とする。

パイン及びぐいまつ又はこれらと同等の品質を有するもの		長期応力に対するせん断の
つが、アラスカイヒロシダー、ぐにまつ、ラジアタパイン及びぐいつが又はこれらと同等の品質を有するもの	一一	許容応力度の数値の二倍とする。
もみ、ととまつ、えぞまつ、ぐいもみ、スプルス、ロッシポールパイン、ポンテローザパイン、おつじゆつあかまつ、及びラワン又はこれらと同等の品質を有するもの	一〇	
すぎ及びぐいすぎ又はこれらと同等の品質を有するもの	九	

ロ めりこみの許容応力度は、めりこみ試験に基づき定める場合のほか、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）とする。

- (1) 十度以下の場合 イの表に掲げる圧縮の許容応力度の数値
- (2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値
- (3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

めりこみの応力の生じる部分のひき板の樹種	長期応力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方センチメートル）	短期応力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方センチメートル）

八 圧縮材の座屈の許容応力度は、前号のロに定めるところに準ずる計算をした数値とする。

二 建設大臣が高度の品質を確保し得ると認める条件によつて集成材のひき板の加工、接着及び品質管理が行われる場合においては、当該集成材の許容応力度は、イから八までの規定にかかわらず、集成材の各々のひき板の強度に基づき算定した数値とすることができる。

三 鋼材等の支圧、圧縮材の座屈及び曲げ材の座屈の許容応力度は、次に掲げるとおりとする。

イ 支圧の許容応力度は、次の表の数値（㉠項及び㉡項において異種の鋼材

	トルにつぎキ ログラム)	トルにつぎキ ログラム)
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、アトピン、たも、しおり及びにれ又はこれらと同等の品質を有するもの	三五	長期応力に対するめりこみの許容応力度の数値の二倍とする。
あかまつ、くるまつ、ぐいひ、タフリカからまつ、サザンパイン、ぐいまつ及びララ又はこれらと同等の品質を有するもの	三〇	
ひのき、ひば、からまつ及びぐいひ又はこれらと同等の品質を有するもの	一五	
つが、アラスカイエローシダー、ぐにまつ、ラジアタパイン、ぐいつが、もみ、とどまつ、えぞまつ、ぐいもみ、スグルス、ロツジポールパイン、ボンテローザパイン、おとしゅうあかまつ、すき及びぐいすき又はこれらと同等の品質を有するもの	二〇	

八 圧縮材の座屈の許容応力度は、前号のロに定めるところに準ずる計算をした数値とする。

二 建設大臣が高度の品質を確保し得ると認める条件によつて集成材のひき板の加工、接着及び品質管理が行われる場合においては、当該集成材の許容応力度は、イから八までの規定にかかわらず、集成材の各々のひき板の強度に基づき算定した数値とすることができる。

三 鋼材等の支圧、圧縮材の座屈及び曲げ材の座屈の許容応力度は、次に掲げるとおりとする。

イ 支圧の許容応力度は、次の表の数値（㉠項及び㉡項において異種の鋼材

等が接合する場合においては、小さい値となる数値)とする。

支圧の形式	長期に生ずる力に対する支圧の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する支圧の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	(一) すべり支承又はローラー支承の支承部に支圧が生ずる場合その他これに類する場合	1.9F
(二) ボルト又はリベットによつて接合される鋼材等のボルト又はリベットの軸部分に接触する面に支圧が生ずる場合その他これに類する場合	1.25F	長期に生ずる力に対する支圧の許容応力度の数値の一・五倍とする。
(三) (一)及び(二)に掲げる場合以外の場合	$\frac{F}{1.1}$	

この表において、Fは、昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度の数値(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

□ 炭素鋼、鑄鉄における圧縮材の座屈の許容応力度は次の表一の数値とし、ステンレス鋼における圧縮材の座屈の許容応力度は次の表二の数値とする。

表一

圧縮材の有効細長	長期に生ずる力に対する圧	短期に生ずる力に対する圧
----------	--------------	--------------

等が接合する場合においては、小さい値となる数値)とする。

支圧の形式	長期応力に対する支圧の許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	短期応力に対する支圧の許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
	(一) すべり支承又はローラー支承の支承部に支圧が生ずる場合その他これに類する場合	1.9F
(二) ボルト又はリベットによつて接合される鋼材等のボルト又はリベットの軸部分に接触する面に支圧が生ずる場合その他これに類する場合	1.25F	長期応力に対する支圧の許容応力度の数値の一・五倍とする。
(三) (一)及び(二)に掲げる場合以外の場合	$\frac{F}{1.1}$	

この表において、Fは、昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度の数値(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)を表すものとする。

□ 圧縮材の座屈の許容応力度は、次の数値とする。

圧縮材の有効細長	長期応力に対する圧縮材の	短期応力に対する圧縮材の
----------	--------------	--------------

比と限界細長比との関係	縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきキログラム）	縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきキログラム）
$\lambda < \Lambda$ の場合	$F \left\{ \frac{1 - \frac{2}{5} \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2}{\frac{3}{2} + \frac{2}{3} \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2} \right\}$	長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値の一・五倍とする。
$\lambda > \Lambda$ の場合	$\frac{18}{65} F \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2$	
この表において、F、及び $\Lambda$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度の数値を表すものとする。 有効細長比 次の式によって計算した限界細長比 $\Lambda = \frac{1,500}{\sqrt{\frac{F}{1.5}}}$		

長比と限界細長比との関係	座屈の許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）	座屈の許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
$\lambda < \Lambda$ の場合	$F \left\{ \frac{1 - \frac{2}{5} \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2}{\frac{3}{2} + \frac{2}{3} \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2} \right\}$	長期応力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値の一・五倍とする。
$\lambda > \Lambda$ の場合	$\frac{18}{65} F \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2$	
この表において、F、及び $\Lambda$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度の数値を表すものとする。 有効細長比 次の式によって計算した限界細長比 $\Lambda = \frac{4,800}{\sqrt{\frac{F}{1.5}}}$		

表二

圧縮材の一般化有効細長比	長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきキログラム）	短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきキログラム）
$\lambda < 0.2$ の場合	$\frac{F}{1.5}$	

0.2 $c\lambda < 1.5$ の場合	$\frac{(1.12 - 0.6c\lambda) \cdot F}{1.5}$	長期応力に対する圧縮材の許容応力度の数値の一・五倍とする。
1.5 $< c\lambda$ の場合	$\frac{1}{3} - \frac{F}{c\lambda^2}$	

この表において、F及び $c\lambda$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度

$c\lambda$  一般化有効細長比として次の式により求められる数値

$$c\lambda = \sqrt{N_y / N_e}$$

この式において、 $N_y$ 、 $N_e$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$N_y$  降伏軸力(単位 ニュートン)

$N_e$  オイラー座屈荷重として次の式により求められる数値(単位 ニュートン)

$$N_e = \frac{\pi EA}{\left(\frac{l_k}{i}\right)^2}$$

この式において、E、A、 $l_k$ 及び*i*はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

A 材の全断面積(単位 平方ミリメートル)

$l_k$  有効座屈長さ(単位 ミリメートル)

*i* 最小断面二次半径(単位 ミリメートル)

ハ 炭素鋼における曲げ材の座屈の許容応力度は表一の数値とし、ステンレス鋼における曲げ材の座屈の許容応力度は表二の数値とする。ただし、令

ハ 曲げ材の座屈の許容応力度は、次の数値とする。ただし、令第九十条に規定する曲げの許容応力度の数値を超える場合においては、当該数値を曲

第九十条に規定する曲げの許容応力度の数値を超える場合においては、当該数値を曲げ材の座屈の許容応力度の数値とする。

表一

曲げ材の種類及び曲げの形式		長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニキロトン)	短期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニキロトン)
(一)	荷重面内に対称軸を有する圧延形鋼及びプレートガダーその他これに類する組立材で、強軸周りに曲げを受ける場合	$F \left\{ \frac{2}{3} - \frac{4}{15} \frac{(l_b/i)^2}{CA_2} \right\}$ 又は $\frac{89000}{\left( \frac{l_b h}{A_f} \right)}$ のうち大きい数値	
(二)	鋼管及び箱形断面材の場合、(一)に掲げる曲げ材で弱軸周りに曲げを受ける場合並びにガセットプレートで面内に曲げを受ける場合	$\frac{F}{1.5}$	長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度の数値の一・五倍とする。

げ材の座屈の許容応力度の数値とする。

曲げ材の種類及び曲げの形式		長期応力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	短期応力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
(一)	荷重面内に対称軸を有する圧延形鋼及びプレートガダーその他これに類する組立材で、強軸周りに曲げを受ける場合	$F \left\{ \frac{2}{3} - \frac{4}{15} \frac{(l_b/i)^2}{CA_2} \right\}$ 又は $\frac{900000}{\left( \frac{l_b h}{A_f} \right)}$ のうち大きい数値	
(二)	鋼管及び箱形断面材の場合、(一)に掲げる曲げ材で弱軸周りに曲げを受ける場合並びにガセットプレートで面内に曲げを受ける場合	$\frac{F}{1.5}$	長期応力に対する曲げ材の座屈の許容応力度の数値の一・五倍とする。

(E)	みぞ形断面材及び荷重面内に対称軸を有しない材の場合	$\frac{89000}{\left(\frac{l_b h}{A_f}\right)}$
<p>この表において、F、<math>l_b</math>、<math>i</math>、<math>C</math>、<math>h</math>及び<math>A_f</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）</p> <p><math>l_b</math> 圧縮フランジの支点間距離（単位 ミリメートル）</p> <p><math>i</math> 圧縮フランジと曲げ材のせいの六分の一とからなるT形断面のウェブ軸周りの断面二次半径（単位 ミリメートル）</p> <p>C 次の式によって計算した修正係数（二・三を超える場合は二・三とし、区間中間モーメントが<math>M_1</math>より大きい場合には一とする。）</p> $C = 1.75 + 1.05 \left( \frac{M_2}{M_1} \right) + 0.3 \left( \frac{M_2}{M_1} \right)^2$ <p>この式において<math>M_2</math>及び<math>M_1</math>は、それぞれ座屈区間端部における小さい方及び大きい方の強軸周りの曲げモーメントを表すものとする。この場合において、<math>\frac{M_2}{M_1}</math>は複曲率のときを正とし、単曲率のときを負とするものとする。</p> <p>口の表一に定める限界細長比</p> <p><math>h</math> 曲げ材のせい（単位 ミリメートル）</p> <p><math>A_f</math> 圧縮フランジの断面積（単位 平方ミリメートル）</p>		

表一

(E)	みぞ形断面材及び荷重面内に対称軸を有しない材の場合	$\frac{900000}{\left(\frac{l_b h}{A_f}\right)}$
<p>この表において、F、<math>l_b</math>、<math>i</math>、<math>C</math>、<math>h</math>及び<math>A_f</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）</p> <p><math>l_b</math> 圧縮フランジの支点間距離（単位 センチメートル）</p> <p><math>i</math> 圧縮フランジと曲げ材のせいの六分の一とからなるT形断面のウェブ軸周りの断面二次半径（単位 センチメートル）</p> <p>C 次の式によって計算した修正係数（二・三を超える場合は二・三とする。）</p> $C = 1.75 - 1.05 \left( \frac{M_2}{M_1} \right) + 0.3 \left( \frac{M_2}{M_1} \right)^2$ <p>この式において<math>M_2</math>及び<math>M_1</math>は、それぞれ座屈区間端部における小さい方及び大きい方の強軸周りの曲げモーメントを表すものとする。</p> <p>口の表に定める限界細長比</p> <p><math>h</math> 曲げ材のせい（単位 センチメートル）</p> <p><math>A_f</math> 圧縮フランジの断面積（単位 平方センチメートル）</p>		



曲げ材の種類及び曲げの形式		長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位: 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位: 一平方ミリメートルにつきニュートン)
H形断面材の強軸まわりに曲げを受ける場合	$-0.5 \frac{M_2}{M_1} < 1.0$ の場合	$b\lambda < b\lambda_y$ の場合 $\frac{F}{1.5}$	長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度の数値の1.5倍とする
	$-0.5 \frac{M_2}{M_1} < 1.0$ の場合	$b\lambda_y < b\lambda < b\lambda_e$ の場合 $\frac{1 - 0.4 \frac{b\lambda \cdot b\lambda_y}{b\lambda_e \cdot b\lambda_y}}{1.5 + 0.7 \frac{b\lambda \cdot b\lambda_y}{b\lambda_e \cdot b\lambda_y}} F$	
	$-0.5 \frac{M_2}{M_1} < 1.0$ の場合	$b\lambda_e < b\lambda$ の場合 $\frac{1}{2.2 b \lambda^2} F$	
	$-1.0 \frac{M_2}{M_1} < -0.5$ の場合	$b\lambda < 0.46 \lambda_e$ の場合 $\frac{F}{1.5}$	
$-1.0 \frac{M_2}{M_1} < -0.5$ の場合	$0.46 < b\lambda < b\lambda_e$ の場合 $\frac{0.693}{\sqrt{b\lambda + 0.015}} \times \frac{F}{1.12 + 0.83 b \lambda}$		
$-1.0 \frac{M_2}{M_1} < -0.5$ の場合	$b\lambda_e < b\lambda$ の場合 $\frac{1}{2.2 b \lambda^2} F$		
鋼管、箱形断面材及びH形断面材が弱軸まわりに曲げを受ける場合		$\frac{F}{1.5}$	

この表において、 $F$ 、 $b$ 、 $\lambda$ 、 $b\lambda_y$ 、 $b\lambda_e$ 及び $\lambda$ は、それぞれ次の数値を

表すものとする。

F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一に定める基準強度

b 一般化細長比として次式により求めた値

$${}_b\lambda = \sqrt{M_y / M_e}$$

この式において $M_y$ 及び $M_e$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$M_y$  降伏曲げモーメントとして次の式により求めた数値(単位  
ニメートル<sup>3</sup>/メートル)

$$M_y = Z F$$

この式において $Z$ は断面係数を表すものとする。

$M_e$  弾性横座屈曲げモーメントとして次式により求めた数値(単位  
ニメートル<sup>3</sup>/メートル)

$$M_e = C_b \cdot M_{e0}$$

この式において $C_b$ 及び $M_{e0}$ はそれぞれ次の数値を表すもの  
とする。

$C_b$  次式により求めた数値(ただし二・三以下とし、補  
正区間内の曲げモーメントが $M_1$ より大きいときは一とす  
る。)

$$C_b = 1.75 + 1.05(M_2/M_1) + 0.3(M_2/M_1)^2$$

この式において $M_2/M_1$ は、両材端(横座屈補剛端  
)の曲げモーメント比を表すものとする。ただし、  
複曲率曲げのときを正、単曲率曲げのときを負とし

、 $|M_1| \leq |M_2|$ とする。

$M_{e0}$  純曲げに対する弾性横座屈曲げモーメントとして次  
式により求めた数値

$$M_{e0} = \sqrt{\pi^4 E^2 \cdot I_y \cdot I_w / (k_b \cdot I_b)^4 + \pi^2 E \cdot I_y \cdot G \cdot J / (I_b)^2}$$

この式において、E、I<sub>y</sub>、I<sub>w</sub>、I<sub>b</sub>、k<sub>b</sub>、J及びGは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E ヤング係数（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

I<sub>y</sub> H形断面材の弱軸まわりの断面二次モーメント（単位 ミリメートルの四乗）

I<sub>w</sub> H形断面材の曲げねじり定数（単位 ミリメートルの四乗）

I<sub>b</sub> 横座屈補剛間隔（単位 ミリメートル）

k<sub>b</sub> 横座屈長さ係数として、一方の材端が剛接合されているとき、・五五、スパン中間の補剛区間に対して、・七五とする。ただし、精算により求めた場合にあつてはこの限りではない。

J H形断面材のサンブナンねじり定数（単位 ミリメートルの四乗）

G せん断弾性係数（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

<sup>b</sup> <sub>y</sub> 一般化降伏限界細長比として、次式により求めた数値

$$b \lambda_y = 0.7 + 0.17(M_2/M_1) - 0.07(M_2/M_1)^2$$

<sup>b</sup> <sub>e</sub> 一般化弾性限界細長比として、一・三とする。

四 高力ボルト摩擦接合部のうち溶融亜鉛めっき摩擦接合部等の許容せん断応力度は次表によるものとする。

種類	許容せん断応力度	長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
一面せん断		$\frac{\mu T_0}{1.5}$	長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度の数値の一・五倍とする。
二面せん断		$\frac{2\mu T_0}{1.5}$	
<p>この表において、<math>T_0</math>、<math>\mu</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>T_0</math> 高力ボルトの品質に応じて昭和五十五年建設省告示第七百九十五号に定める基準張力(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)</p> <p><math>\mu</math> 摩擦接合部のすべり係数</p>			

第二 特殊な材料強度

- 一 木材のめりこみ及び圧縮材の材料強度は、次に掲げるとおりとする。
  - イ めりこみの材料強度は、第一第一号イに定める長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度の数値を三倍し、更に一・一で除した数値とする。
  - ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、第一第一号ロに定める短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の一・五倍の数値とする。
- 二 集成材の材料強度は、次に掲げるとおりとする。
  - イ 繊維方向の材料強度は、令第九十五条に準じた数値とする。
  - ロ めりこみの材料強度は、第一第二号ロに定める長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度の数値を三倍し、更に一・一で除した数値とする。
- 八 圧縮材の座屈の材料強度は、第一第二号八に定める短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の一・五倍の数値とする。

第二 特殊な材料強度

- 一 木材のめりこみ及び圧縮材の材料強度は、次に掲げるとおりとする。
  - イ めりこみの材料強度は、第一第一号イに定める長期応力に対するめりこみの許容応力度の数値の三倍の数値とする。
  - ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、第一第一号ロに定める短期応力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値とする。
- 二 集成材の材料強度は、次に掲げるとおりとする。
  - イ 繊維方向の材料強度は、第一第二号イに定める長期応力に対する許容応力度の数値の三倍の数値とする。
  - ロ めりこみの材料強度は、第一第二号ロに定める長期応力に対するめりこみの許容応力度の数値の三倍の数値とする。
- 八 圧縮材の座屈の材料強度は、第一第二号八に定める短期応力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値とする。

二 建設大臣が高度の品質を確保し得ると認める条件によつて集成材のひき板の加工、接着及び品質管理が行われる場合においては、当該集成材の繊維方向の材料強度は、イから八までの規定にかかわらず、第一第二号二の規定により算定した数値を三倍し、更に一・一で除した数値とすることができる。

三 鋼材等の支圧及び圧縮材の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。

イ 支圧の材料強度は、第一第三号イの表の短期に生ずる力に対する支圧の許容応力度の数値に準じて定めるものとする。この場合において、同表中「昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一」とあるのは「昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第三」と読み替えるものとする。

ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、炭素鋼にあつては次の表の数値、ステンレス鋼にあつては第一第三号表二の短期応力に対する許容応力度の数値とする。

圧縮材の有効細長比と限界細長比との関係	圧延材の座屈の材料強度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
の場合	$F \left\{ 1 - \frac{2}{5} \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2 \right\}$
> の場合	$\frac{\frac{3}{5}F}{\left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2}$
この表において、F、及びは、それぞれ次の数値を表すものとする。	
F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第三に定める基準強度（単	

二 建設大臣が高度の品質を確保し得ると認める条件によつて集成材のひき板の加工、接着及び品質管理が行われる場合においては、当該集成材の繊維方向の材料強度は、イから八までの規定にかかわらず、第一第二号二の規定により算定した数値の三倍とすることができる。

三 鋼材等の支圧及び圧縮材の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。

イ 支圧の材料強度は、第一第三号イの表の短期応力に対する支圧の許容応力度の数値に準じて定めるものとする。この場合において、同表中「昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第一」とあるのは「昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第三」と読み替えるものとする。

ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、次の表の数値とする。

圧縮材の有効細長比と限界細長比との関係	圧延材の座屈の材料強度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
の場合	$F \left\{ 1 - \frac{2}{5} \left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2 \right\}$
> の場合	$\frac{\frac{3}{5}F}{\left( \frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2}$
この表において、F、及びは、それぞれ次の数値を表すものとする。	
F 昭和五十五年建設省告示第七百九十四号第三に定める基準強度（単	

位 (一平方ミリメートルにつきニュートン)

有効細長比

次の式によって計算した限界細長比

$$\Delta = \frac{1,500}{\sqrt{\frac{F}{1.5}}}$$

位 (一平方センチメートルにつきキログラム)

有効細長比

次の式によって計算した限界細長比

$$\Delta = \frac{4,800}{\sqrt{\frac{F}{1.5}}}$$

第三 第一に規定する木材のめりこみの基準強度 $F_c$ 及び集成材等の基準強度 $F_C$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一 めりこみの基準強度 $F_c$ は、その樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

樹種		基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
針葉樹	あかまつ、くるまつ及びぐいまつ	八・八二
	からまつ、ひば、ひのき及びぐい	七・三五
	つが、ぐいつが、もみ、とどまつ、	五・八八
	べにまつ、すまぎ、べいすぎ及びぶつ	
	ルス	
広葉樹	かし	一一・七六
	くり、なら及びけやき	一〇・二九

二 構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百十三号)に適合する構造用単板積層材の基準強度は、区分及び等級に応じて曲げ、圧縮、引張にあつては表一の数値、せん断にあつては表二の数値とする。

表一

曲げヤング係数区分	等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニキーン)		
		圧縮	引張り	曲げ
一八〇 E	特級	四六・八	三四・八	五八・二
	一級	四五・〇	三〇・〇	四九・八
	二級	四二・〇	二五・二	四二・〇
一六〇 E	特級	四一・四	三二・二	五一・六
	一級	四〇・二	二七・〇	四四・四
	二級	三七・二	二三・二	三七・二
一四〇 E	特級	三六・〇	二七・〇	四五・〇
	一級	三四・八	二三・四	三九・〇
	二級	三三・四	一九・八	三二・四
一二〇 E	特級	三一・二	二三・四	三九・〇
	一級	三〇・〇	一九・八	三三・〇
	二級	二七・六	一六・八	二七・六
一〇〇 E	特級	二八・二	二二・六	三五・四
	一級	二七・〇	一八・〇	三〇・〇
	二級	二五・八	一五・六	二五・八
九〇 E	特級	二五・八	一九・八	三二・四
	一級	二五・二	一六・八	二七・六
	二級	二三・四	一四・四	二三・四
九〇 E	特級	二三・四	一七・四	二八・八
	一級	二三・八	一五・〇	二五・二
	二級	二二・〇	一三・六	二二・〇

水平せん断性能	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
	縦使いする場合	平使いする場合
六五V 五五H	六・六	五・四
六〇V 五一H	六・〇	五・四
五五V 四七H	五・四	四・八
五〇V 四三H	五・四	四・八
四五V 三八H	四・八	四・二
四〇V 三四H	四・二	三・六
三五V 三〇H	三・六	三・〇

二 構造用集成材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第百十一号)に適合する対称異等級構成集成材の基準強度、非対称異等級構成集成材及び同一等級構成集成材の基準強度並び化粧はり構造用集成材の日本農林規格(昭和四十旧年農林水産省告示第六百一号)に適合する化粧はり構造用集成材は、

表二

六〇E	特級	一五・六	二三・〇	一九・八
	一級	一五・〇	二〇・三	一六・八
	二級	一三・八	八・四	一三・八
七〇E	特級	一八・〇	二三・八	二三・八
	一級	一七・四	二三・〇	一九・八
	二級	一六・三	九・六	一六・三
八〇E	特級	一九・八	二五・六	二五・八
	一級	一九・八	二三・三	二三・三
	二級	一八・六	一一・四	一八・六



区分及び等級に応じて、曲げ、圧縮、引張にあつてはそれぞれ表一、表二、表三及び表四の数値、せん断にあつては表五の数値、めりこみにあつては表六及び表七の数値とする。

表一 対称異等級構成集材材の基準強度

強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				
	圧縮	引張り	曲げ		
			(それぞれの数値に、集材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する下表の左側区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする)		
			正の曲げ	負の曲げ	
E一六〇 F四八〇	三六・〇	三一・二	四七・四	三四・二	
E一四〇 F四二〇	三一・二	二七・六	四一・四	二八・二	
E一二五 F三六〇	二八・二	二四・六	三五・四	二五・二	
E一一〇 F三二五	二四・六	二二・〇	三一・二	二四・〇	
E一〇五 F三八五	二三・二	一九・二	二八・二	二三・二	
E九五 F二五五	二〇・四	一八・〇	二五・二	二二・〇	
E八五 F二四〇	一八・六	一六・二	二四・〇	一九・二	
E七五 F二三五	一六・八	一四・四	二三・二	一八・〇	
E六五 F二二〇	一五・六	一三・八	二二・〇	一六・二	

表三 同一等級構成集成材の基準強度

数積層のひき	強度等級	基準強度(単位 一平方メートルにつき ニキーン)		引張り	曲げ (それぞれの数値に、集 成材の厚さ方向の辺長(単 位 センチメートル) が対応する下表の左側区 分に応じて、同表右欄に 掲げる数値を乗じたもの とする)
		圧縮	引張り		
四枚 以上	E一九〇 F六一五	四九・八	四三・二		六〇・六
	E一七〇 F五四〇	四三・八	三八・四		五三・四
	E一五〇 F四六五	三九・〇	三三・六		四五・六
	E一三五 F四〇五	三三・〇	二八・八		四〇・二
	E一二〇 F三七五	三〇・〇	二五・八		三七・二
	E一〇五 F三四五	二七・六	二四・六		三四・二
	E九五 F三二五	二五・八	二三・八		三一・二
	E八五 F三〇〇	二四・〇	二二・〇		一九・四
	E七五 F二七〇	二三・二	一九・二		一七・〇
	E六五 F二五五	二〇・四	一八・〇		一五・二
	E一九〇 F五五五	四五・〇	四三・二		五四・六
	E一七〇 F四九五	四〇・二	三八・四		四八・六
	E一五〇 F四三五	三五・四	三三・六		四三・二

三枚	E一三五 F三七五	三〇・〇	二八・八	三七・二
	E一二〇 F三三〇	二七・〇	二五・八	三三・四
	E一〇五 F三〇〇	二五・二	二四・六	二九・四
	E九五 F二八五	二三・四	二二・八	二八・二
	E八五 F二七〇	二三・二	二二・〇	二七・〇
	E七五 F二五五	二〇・四	一九・二	二五・二
	E六五 F二四〇	一八・六	一八・〇	二四・〇
	E一九〇 F五二〇	四五・〇	四三・二	五〇・四
	E一七〇 F四五〇	四〇・二	三八・四	四四・四
	E一五〇 F三九〇	三五・四	三三・六	三八・四
一枚	E二三五 F三四五	三〇・〇	二八・八	三四・二
	E二二〇 F三〇〇	二七・〇	二五・八	二九・四
	E一〇五 F二八五	二五・二	二四・六	二八・二
	E九五 F二七〇	二三・四	二二・八	二七・〇
	E八五 F二五五	二三・二	二二・〇	二五・二
	E七五 F二四〇	二〇・四	一九・二	二四・〇
	E六五 F二三五	一八・六	一八・〇	二三・二

表四 化粧ばり構造用集成材の基準強度

樹種	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
	圧縮	引張り	曲げ
アビトン(これと同等の強度を有する樹種を含む)	三六・六	三三・四	四五・六
イタヤカエデ、カバ、アナ、ミズナリ			

ケヤキ、ダフリカから松、サザンパイン及びベイマツ（これと同等の強度を有する樹種を含む）	三三・八	二八・三	四〇・三
ヒノキ、ヒバ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、及びベイヒ（これと同等の強度を有する樹種を含む）	一九・四	二五・八	三七・二
ツガ、タモ、シオシ、アラスカイエローシダー、ラジアタパイン及びベイツガ（これと同等の強度を有する樹種を含む）	一七・六	二四・〇	三四・二
モミ、トドマツ、エヒマツ、ベイモミ、スグル、ス、ロシポールパイン、ベニマツ、ポンテロツサパイン、オウシユウアカマツ及びロラン（これと同等の強度を有する樹種を含む）	一五・二	一一・二	一一・二
スギ及びベイスギ（これと同等の強度を有する樹種を含む）	一四・〇	一一・〇	一九・四

表五 集成材のせん断の基準強度

せん断応力が生じる部分の挽き板の樹種	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
イタヤカエデ、カバ、ブナ、ミズナラ、ケヤキ及びアビトン又はこれと同等以上の品質を有するもの	九・六
タモ、シオシ及びヒノキ又はこれと同等以上の品質を有するもの	八・四
ヒノキ、カバ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ク	

イビ、タフリカラマツ、サザンパイン及びベイマツ 又はこれと同等以上の品質を有するもの	七・二
ツガ、アラスカイエローシダー、ベニマツ、ミシタ タパイン及びベイツガ又はこれと同等以上の品質を 有するもの	六・六
モミ、トヒマツ、ヒノマツ、ベイモミ、スプルース 、ロッシュポールパイン、ベニマツ、ポントロツサパ イン、オウシユウアカマツ及びワラシ又はこれと同 等以上の品質を有するもの	六・〇
スギ及びベイスギ又はこれと同等以上の品質を有す るもの	五・四

表六 集成材のめりこみの基準強度

めり込み応力が生じる部分のひき板の樹種	基準強度(単位 — 平方ミリメートルに つきニユートン)
イタヤカエデ、カバ、アサ、ミズナラ、ケヤキ、ア ピトン、タモ、シオシ及びヒノシ又はこれと同等以上 の品質を有するもの	一〇・八
アカマツ、クロマツ、タフリカラマツ、サザンパ イン、ベイマツ及びワラシ又はこれと同等以上の品 質を有するもの	九・〇
ヒノキ、ヒバ、カラマツ及びベイヒ又はこれと同等 以上の品質を有するもの	七・八
ツガ、アラスカイエローシダー、ベニマツ、ミシタ タパイン、ベイツガ、モミ、トヒマツ、ヒノマツ、	

ぐイモリ、スアリス、ロツシポールパイ、ポ  
トロツサパイ、オウシゴウカマツ、ヌキ及びク  
イスキ又はこれと同等以上の品質を有するもの

六・〇

附 則

この指針は、公布の日から施行する。